

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日に当
たるときは、そ
の翌日)

告 示

鳥取県告示第七十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定に基づき、県営土地改良事業（県営ため池等整備事業小波地区ため池等整備）に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成四年二月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

◇ 告 示

示

県営土地改良事業計画の決定（農村整備課）

県営土地改良事業計画の変更（二件）（〃）

土地改良法による換地計画の決定（五件）（〃）

土地改良事業の認可申請の適否の決定（三件）（〃）

土地改良事業の認可（〃）

土地改良事業計画の変更認可申請の適否の決定（二件）（〃）

土地改良法による換地計画の認可申請の適否の決定（十件）（〃）

漁業災害補償法による漁業共済に係る区域及び区分の設定の一部改正（水産課）

開発行為に関する工事の完了（都市計画課）

建築基準法による道路の位置の指定（建築課）

猟銃等の取扱いに関する講習会の開催（生活保安課）

◇ 公 告

告

猟銃等の取扱いに関する講習会の開催（生活保安課）

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧に供する期間
平成四年二月十日から二十一日間
- 三 縦覧に供する場所
淀江町役場
- 四 異議の申立て
利害関係人は、この告示に係る土地改良事業計画について、異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第七十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定に基づき、県営土地改良事業（県営土地改良総合整備事業大山北部地区農業用排水農道整備暗きょ排水及び客土を一体としたもの）に係る土地改良事業計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成四年二月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧に供する期間

平成四年二月十日から二十一日間

三 縦覧に供する場所

大山町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業変更計画について、異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第八十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の

規定に基づき、県営土地改良事業（県営ほ場整備事業大山南部地区ほ場整備）に係る土地改良事業計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成四年二月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧に供する期間

平成四年二月十日から二十一日間

三 縦覧に供する場所

大山町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業変更計画について、異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第八十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る岩井地区第二工区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成四年二月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

平成四年二月十日から二十一日間

三 縦覧に供する場所

岩美町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る換地計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第八十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る福部地区第一工区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成四年二月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

平成四年二月十日から二十一日間

三 縦覧に供する場所

福部村役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る換地計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第八十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る社地区第三工区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成四年二月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

平成四年二月十日から二十一日間

三 縦覧に供する場所

用瀬町役場

四 異議の中立て

利害関係人は、この告示に係る換地計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てることを。

鳥取県告示第八十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る溝口地区第一工区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成四年二月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

平成四年二月十日から二十一日間

三 縦覧に供する場所

溝口町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る換地計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てることを。

鳥取県告示第八十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る阿毘緑地区第四工区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成四年二月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

平成四年二月十日から二十一日間

三 縦覧に供する場所

日南町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る換地計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てることを。

と。

鳥取県告示第八十六号

東伯郡泊村大字字谷九九三一尾坂輝政ほか七十二人の者が共同して行う土地改良事業（非補助事業字谷地区区画整理）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十五条第三項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成四年二月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び規約の写し

二 縦覧に供する期間

平成四年二月十日から二十一日間

三 縦覧に供する場所

泊村役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八十七号

国府町が行う土地改良事業（農村総合整備モデル事業美敷地区区画整理）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成四年二月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

平成四年二月十日から二十一日間

三 縦覧に供する場所

国府町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八十八号

国府町が行う土地改良事業（第三期山村振興農林漁業対策事業雨滝地区区画整理）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項におい

て準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成四年二月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

平成四年二月十日から二十一日間

三 縦覧に供する場所

国府町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、会見町が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（地域改善）宮前第二地区暗きよ排水及び農業用排水）を平成四年二月三日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成四年二月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第九十号

河原町が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（地域改善）先城地区農用地造成）に係る土地改良事業計画の変更認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成四年二月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

平成四年二月十日から二十一日間

三 縦覧に供する場所

河原町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九十一号

河原町が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（一般）西郷地区区画整理）に係る土地改良事業計画の変更認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成四年二月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

平成四年二月十日から二十一日間

三 縦覧に供する場所

河原町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九十二号

鳥取市が行う土地改良事業に係る国安地区第一工区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十

四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成四年二月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

平成四年二月十日から二十一日間

三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九十三号

鳥取市が行う土地改良事業に係る国安地区第三工区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成四年二月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類
換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

平成四年二月十日から二十一日間

三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九十四号

河原町が行う土地改良事業に係る西郷地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成四年二月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

平成四年二月十日から二十一日間

三 縦覧に供する場所

河原町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九十五号

用瀬町が行う土地改良事業に係るマチ浦地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成四年二月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

平成四年二月十日から二十一日間

三 縦覧に供する場所

用瀬町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九十六号

鹿野町が行う土地改良事業に係る小畑地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成四年二月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

平成四年二月十日から二十一日間

三 縦覧に供する場所

鹿野町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九十七号

淀江町が行う土地改良事業に係る佐陀地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成四年二月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

平成四年二月十日から二十一日間

三 縦覧に供する場所

淀江町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九十八号

江府町が行う土地改良事業に係る本町五丁目（湯頭）地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成四年二月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

平成四年二月十日から二十一日間

三 縦覧に供する場所

江府町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九十九号

日南町が行う土地改良事業に係る豊栄地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律

第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成四年二月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

平成四年二月十日から二十一日間

三 縦覧に供する場所

日南町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百号

日南町が行う土地改良事業に係る宮内地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成四年二月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類
換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

平成四年二月十日から二十一日間

三 縦覧に供する場所

日南町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百一号

日南町が行う土地改良事業に係る（上萩山地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成四年二月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

平成四年二月十日から二十一日間

三 縦覧に供する場所

日南町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百二号

昭和四十九年十月鳥取県告示第九百四十五号（漁業災害補償法による漁業共済に係る区域及び区分の設定について）の一部を次のように改正する。

平成四年二月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

第二号の表東加入区の項区分の欄中1を削り、2を1とする。

第二号の表田後加入区の項区分の欄1中「沖合底びき網漁業」の下に「（底びき網を使用して行う漁業であつて使用する漁船の合計総トン数が二十トン以上百トン未満であるものをいう。以下同じ。）」を加える。

第二号の表網代加入区の項区分の欄2中「中型いかつり漁業」の下に「及び小型いかつり漁業」を加え、同欄中3を削る。

第二号の表中中山加入区の項及び御来屋加入区の項を削り、赤碕加入区の項の次に次のように加える。

西伯	中山漁業協同組合 及び御来屋漁業協 同組合の区域	小型定置漁業
----	--------------------------------	--------

鳥取県告示第百三十三号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成四年二月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成三年十二月二十四日 鳥取県指令受鳥土維第六百八十三号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市千代水三丁目

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市正蓮寺三三

鳥取ヤクルト販売株式会社

代表取締役 祐島一二

鳥取県告示第百四十四号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を平成四年一月三十一日次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第十条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

平成四年二月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

申請人の住所及び氏名	道路の位置の指定場所	道路の幅員及び延長 (メートル)
鳥取市東町一丁目二二〇 網代漁港管理者 鳥取県知事 西尾邑次	鳥取県岩美郡岩美町大字 大谷字東町田濱二一八二 一三八六、二一八二四 二四、二二八二四二五、 二二八二四二八、二二 八二四三〇、二二八二 一四三三、二一八二四 三五、二二八二四三八、 二二八二四四二、二二 八二四五〇から二一八 二四五二まで、二一八 二四六三、二二八二一	幅員 七・五〇メートル ル 三五・〇〇メートル 延長 二、四二九・〇 〇メートル

四六四、二一八二一四六 八及び二一八二一四七九 並びに二一八二一七七、 二一八二一九一、二二 八二一三八一から二一八 二一三八三まで及び二一 八二一四四七の各一部並 びに中田廣七〇一一 一三

公 出

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和38年法律第6号。以下「法」という。）
第5条の3第1項の規定により猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を
次のとおり開催する。

平成 4 年 2 月 7 日

鳥取県公安委員会委員長 松 田 喜 代 次

1 講習の種別
経験者講習
現に法第4条第1項第1号の規定により許可を受けて猟銃又は空気銃
を所持している者を対象とした講習をいう。

2 開催の日時及び場所

区分 種別	日 時	場 所	受講対象者
経験者講習	平成 4 年 3 月 12 日 午後 1 時 30 分から 午後 4 時 00 分まで	米子市糺町一丁目151 鳥取県米子警察署会議 室	米子、境港、湊口 及び黒坂の各警察 署の管内に居住す る者
	平成 4 年 3 月 16 日 午後 1 時 30 分から 午後 4 時 00 分まで	倉吉市清谷766 鳥取県倉吉警察署会議 室	浜村、倉吉及び八 橋の各警察署の管 内に居住する者
講習	平成 4 年 3 月 24 日 午後 1 時 30 分から 午後 4 時 00 分まで	鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁県議会議棟 3 階 大会議室	岩美、鳥取、郡家 及び智頭の各警察 署の管内に居住す る者

3 受講対象者

鳥取県内に住所を有する者で、次の各号のいずれにも該当するもの
(1) 現に法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃又は空気
銃を所持している者

(2) 所持の許可の更新を受けようとする者又は買替え等で新たな猟銃又
は空気銃の所持の許可を受けようとする者
(3) 交付を受けている講習修了証明書が交付を受けた日から起算して 3
年を経過している者

4 講習時間及び講習課目

- (1) 講習時間 2 時間30分
- (2) 講習課目

7 猟銃及び空気銃の所持に関する法令

1 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

5 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の7日前までに住所地を管轄する警察署長を經由して公安委員会に提出すること。

6 講習受講手数料及びその納付方法

(1) 講習受講手数料 1,500円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

7 携行品

筆記用具（ノート、ボールペン、万年筆）、印鑑